児童手当の現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係等）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

美波町では受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則不要とします。

ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要となります。対象の方へは、美波町から案内をお送りしますので、6月30日までに提出してください。

現況届の提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●現況届の提出が必要な方

①離婚協議中で配偶者と別居されている方
②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が美波町と異なる方
③法人である未成年後見人、施設・里親の受給者の方
④支給要件児童の戸籍や住民票がない方
⑤多子加算の対象児童（大学生年代）がおり、学生以外の子をカウント対象としている方
⑥その他、美波町から提出の案内があった方（児童と別居している、配偶者の住民票が美波町と異なる、受給者が祖父母等の養育者である方など）
※①～⑥に該当する場合で、現況届の案内が届いていない方は、役場福祉課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】役場福祉課☎ 0884-77-3614

税のお知らせ
Tax Information

令和7年8月1日以降の美波町国民健康保険の運用について（資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証）

令和7年8月1日以降にご使用いただく、国民健康保険資格確認書類を令和7年7月下旬頃に一斉交付します。（申請不要）
マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付し、マイナ保険証を保有している方には「資格情報のお知らせ」を交付します。
※マイナ保険証=保険証の利用登録がされているマイナンバーカード

●資格確認書（カードサイズ）とは

従来の被保険者証から名称が変更されたのみで、**これまでの被保険者証と同様の扱いで医療機関等を受診できます。**

◎交付対象者
・マイナンバーカードを取得していない方
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない方
・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む）、マイナンバーカードの返納者
・DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている方

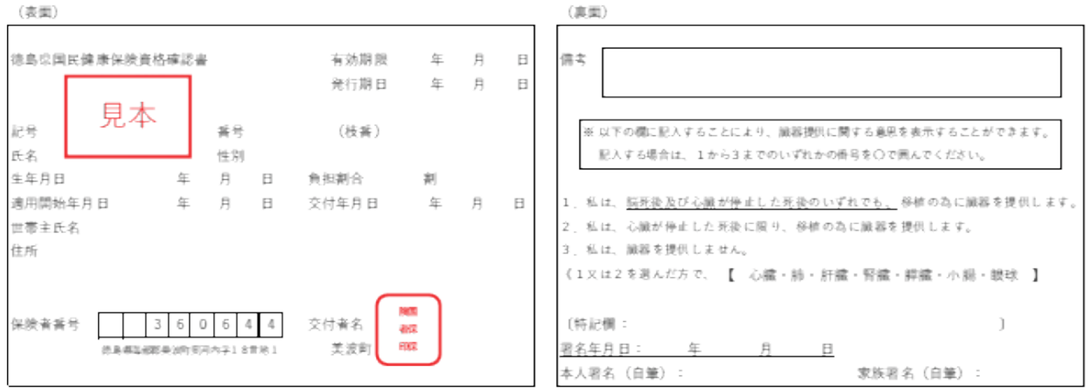

●資格確認書交付対象者の高齢受給者証について

美波町国民健康保険では、令和7年8月以降、「高齢受給者証（70歳～74歳の方が対象）」の発行を廃止し、令和7年8月からご使用いただく「資格確認書」に**負担割合を記載**することで、「資格確認書」のみで医療機関等を受診できるようにします。
（マイナ保険証を保有されている方は、マイナ保険証のみで受診できます。）

令和7年8月以降、医療機関等を受診される際は、「資格確認書」のみを窓口にご提示ください。

●資格情報のお知らせ（A4サイズ）について

「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証をお持ちの方が健康保険の加入情報を簡易に把握できるよう交付されるものです。

「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診できません。
医療機関等を受診する際はマイナ保険証を利用していただき、マイナ保険証の読み取りができない場合に「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証の2点を窓口で提示することで受診できます。

◎交付対象者
・マイナンバーカードを保有し、健康保険証の利用登録を行っている方

【拡大】

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ
令和○年○月○日発行
（交付者名）
（保険者番号）
記号 000 番号 00000000 （枝番）00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 ○割（70 歳以上のみ記載）
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

▶お手元に届いたら
右下下部切り取り線枠内を切り取ってマイナンバーカードの袋の中に入れてお使いください!

◎資格情報のお知らせ交付対象者で、下記に該当する方は申請をしていただくことで資格確認書を交付します。
交付を希望される方は、役場税務課もしくは由岐支所窓口にて申請をお願いします。
・マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
・介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合　等

【お問い合わせ】役場税務課☎ 0884-77-3615